



# 累千勞動重刊

## 國鐵千葉動力車勞動組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)  
電話{(鉄電)千葉2935・2936番  
(公)043(222)7207番

95.7.31 No. 4232

# 不当労働行為の実態をあばく % 中労委審問を開

中労委の審問再会として  
中野委員長が証言に――

七月二七日一四時より、中央労働委員会において、一度結審になつた「動労千葉不採用・不当労働行為事件」について、動労千葉が、九四年四月六日に審問再会の申し出を提出し、それが認められ、今回ののみの審問として、中野委員長への主・反対尋問が行なわれた。

まず組合側主尋問として中野委員長自身の処分歴と、動労千葉地本時代からの闘争の歴史を述べた。74年「スト権スト」、79年「春闘・成田支部拠点ジエットスト」、81年「ジエット燃料輸送スト」、そして85・11・86・2「国鉄分割・民営化反対」の二波に涉るストライキ。特にこの二波のストライキについては、当時の政府と国鉄当局が一体となつて、これまでのストライキに対する処分を大幅に拡大し、在りとあらゆる事由をこじつけて28名を解雇したが、千葉地裁に於いて12名が解雇無効を勝ちとり、現在、東京高裁で審議中であると述べ、また、停職以下の処分については、現在、千葉地裁で審議中になつてゐる事。是については、我々の86・2ストの際、当局による、動労千葉組合員を処分の対象にするために外周三区の組合員に対して「確認

書」なるものを以て、就労の意  
志を確認し、その「確認書」に  
従わない者を処分するという、  
これ迄にないやり方で、動労千  
葉のストライキを何としても潰  
そうとした当局の「動労千葉に  
は何をやつてもいい」という意  
志が招いた全く許されざる処分  
であつたこと。或いは、此のス  
トライキ実施を決めた支部代表  
者会議に出席した事を以て処分  
するなど、ありとあらゆる事を

処分の対象にしていると述べた。そして「旧勤労」＝「JR総連」に対して当局は、何も言えない状況になっていること事態が異常であるとした。

是に対し、当局側弁護団は、「国鉄改革法に基づき国鉄が提出した名簿の中から再建管理委員会によつて作成された新規採用名簿に登載されていない事。また、千葉地方裁判所及び東京高

等裁判所の判決との実質的同一性があり、不当労働行為は、存在しない。」として、法理論のみで答弁した。

此処で動労千葉弁護団の葉山弁護士より反論として、「中労委及び地労委と裁判所はその性格からして全く別物である。此處でそんなことを言うのは筋違いである。」と述べ、此の審問は終了した。

「戦後五〇年を問うべ・五労働者・市民の集い」  
日 時 一九九五年八月一五日（火）一四時より  
場 所 東京・杉並公会堂（JR荻窪駅徒歩五分）  
内 容 【第一部】歌・演奏・コント・詩の朗読  
【第二部】講演・パネルディスカッション  
【第三部】展示・映画

**指定列車 千葉駅四番線二時二十五分発快速最後部**

—日本国家の戦争責任を明らかにし—  
—二度と侵略戦争を許さないことを誓う—

現在、東京高裁で審議中であると述べ、また、停職以下の処分については、現在、千葉地裁で審議中になっている事。是については、我々の 86・2 ストの際、当局による、勤労千葉組合員を処分の対象にするために外周三区の組合員に対して「確認